

ありがとうございます。こちらで私の話を注意深く聞いていただけることを御礼申し上げます。我々が非常に興味を持っているというか、センシブルな問題でもありますけれども、イタリア政府としてはやはりグローバルレベルでの移動問題ということについて、いろいろ方向修正を行っておりまして、やはり市場の動向に適用するように今までは多くの時間がかかってきた遅延があったものを迅速化、簡易化することに方向性を向けております。そしてまたマネージャー、職業性の高い方々、特に日本との関係において彼らの入国を簡易にするべく我々も方向修正を行っている訳です。

このようなプロフェッショナル性、そしてイタリアの国でそのような方々への機会を取り上げるためにどのようなことをする必要があるのであるのか。まず労働許可証、滞在許可証の問題は、今までも話があったように非常に複雑で困難な問題であり、海外からの投資家にとって非常に大きな問題となっております。けれども今大きく変わってきております。

労働許可証というのは、イタリアで今 IT 化が進み、完全に IT 化されていると言えます。このボシュフィーニ法 27 条に従っているものでありますけれども、我々にとっては非常に明白で、こちらの一定の方々とほかの移民との取り扱いは明らかに異なるものがあるということ、それをもう一度皆様方の前で申し上げたいと思います。

このような職業性の高い方々は、内務省のホームページにアクセスしていただいて、どのようなプロセスを取ることができるのかをご覧いただきたいと思います。ですから紙による作業は全て無くなり、そして単一窓口を設定することによって、さらに迅速されるということ、それによって日本また他の国々の方も十分利益を享受することができるのではないのでしょうか。

二つ目の問題ですけれども、やはり重要で難しい滞在許可証の問題です。ヨーロッパでは、一連の手続きというものがここ数日の間に導入されますけれども、エレクトロニック、バイオメトリックのデータを導入したエレクトロニクス式の滞在許可証の導入というものを我々も考えております。滞在許可証には一連の必要な情報がすべて盛り込まれるということで、そういう手段を使うことによって、今まで遅延が見られていた通常の手続きでは非常に時間がかかってきたもの、紙による滞在許可証を排除することによって、迅速化ができるのではないかと思います。

ただこれは現在ヨーロッパではまだ紙になっておりますけれども、イタリアでは電子ビザ、エレクトロニクスによる滞在許可証の取得が可能になります。これはやはり安全性の問題もありますので、このような電子ビザの重要性はおわかりいただけるのではないのでしょうか。この理由から、皆様方に昨日警察長官と話をしましたけれども、このような電子ビザの発行にまだ時間がかかっておりますので、その発行を待つ期間、この紙による滞在証を一時発行するというので、その間に派生する可能性のある問題というもの、専門技術を持ったエンジニアの方々が簡易に入国することができるように、ボシュフィーニ法 27 条によって、迅速に入国できるように、そしてインターネットによつ

てこのような手続きをすべて行うことができるということ、このような一時滞在証の発行が可能であるということ、それについても先ほど申し上げましたように昨日長官と話をすることがありました。従って電子ビザの発行についての手続きの簡易化を今我々は進めているわけです。

それからまた先ほどお話があったブルーカード。フラティーニ EU 委員長からそのような提案ありましたけれども、このブルーカードの発行、特に高い専門技術、特殊技術を持った方々が入国を簡易に行えるような方法としてブルーカードの導入を進めております。日本の在伊大使館の皆様ともこの問題については常にコンタクトを取っており、迅速に進めるべく我々も努力をしております。

先ほどから申し上げております 27 条では、特殊技術を持った方々がインターネットを使って各手続きを行うことができるということで、非常に簡易化されるホームページを使って皆様方も簡単に現場でご理解いただけるのではないかと思います。

この入国許可証の後、各滞在地での警察の場で手続きを行う訳ではありますが、私ども移民局が直接一件一件検討するという事になっておりまして、我々がその問題にお応えするために毎日朝そのための窓口を開けておりますので、いろいろな問題がございましたら是非またご相談いただくことも可能であります。

我々は日本またほかの国との関係強化のために、日夜努力をしております。